高岡市届出避難所登録要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の４第１項の規定により市長が指定する指定緊急避難場所及び法第49条の７第１項の規定により市長が指定する指定避難所（以下「指定避難所等」という。）とは別に、自治会、自主防災組織その他これに準じるものとして市長が適当と認めた組織（以下「自治会等」という。）が自主的に開設し、運営する避難所を届出避難所として登録し、市が支援を行うことにより、災害が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合に、市民が自主的に避難することができる場所を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「届出避難所」とは、自治会等が自主的に開設し、運営する避難所として、第５条の規定により登録を受けたものをいう。

（対象とする施設）

第３条　届出避難所とすることができる施設は、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得た地域の集会所又は民間施設等（以下「集会所等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する施設とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

1. 避難所として利用しようとする災害の種別（土砂災害、洪水、津波、地震等）に応じて安全を確保できる施設であること。
2. 有効避難面積が、60㎡以上であること。

（届出）

第４条　届出避難所を届け出ることができる者は、自治会等の代表者とする。

２　集会所等を届出避難所として登録を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、届出避難所登録届出書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

３　届出者は、当該届出に係る集会所等が自己の所有でない場合は、当該集会所等の所有者等の同意を証する書類を添付するものとする。

（登録）

第５条　市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る集会所等を届出避難所として登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　当該集会所等が第３条に該当しない場合

(2)　届出避難所が自治会等により自主的に運営することが困難と判断される場合

２　市長は、前項の規定により届出避難所の登録をするにあたり、開設に関する条件を付すことができる。

３　市長は、第１項の規定により届出避難所を登録したときは、届出避難所登録通知書（様式第２号）により、届出者に通知するものとする。

（開設及び運営並びに費用負担等）

第６条　届出避難所は、自治会等が自主的に開設し、運営することとし、市は職員の派遣を行わないものとする。

２　自治会等は、届出避難所に受け入れる者の基準をあらかじめ定めることができる。ただし、災害の規模等により、市が自治会等に対して基準以外の者の受入れを要請したときは、自治会等はこれに協力するものとする。

３　自治会等は、届出避難所にあらかじめ別表に定める物資（以下「物資」という。）の供与を市に要請することができる。

４　第６項の規定により供与を受けた物資を消費したとき又は保存期限の１年前を経過したときは、自治会等は、その不足分の補充又は入替えを市に要請することができる。

５　届出避難所の開設が長期化する場合又はそのおそれがある場合において、自治会等は、必要な物資の供与を市に要請することができる。

６　第３項から前項までの要請があったときは、市は、当該要請に応じ、物資を供与することができる。

７　自治会等は、前項の規定により供与を受けた物資を自己の責任により適正に管理するものとし、当該物資を目的外に使用してはならない。

８　第６項の規定による物資の供与を除き、届出避難所の開設及び運営に係る経費は、自治会等の負担とする。

（市への報告）

第７条　自治会等は、届出避難所を開設したときは、開設した旨及び開設時刻を市に報告するものとする。

２　自治会等は、開設直後及び市から求めがあったときは避難者数等を市に報告するものとする。

３　自治会等は、届出避難所を閉鎖したときは、閉鎖した旨及び閉鎖時刻を市に報告するものとする。

（指定避難所等との関係）

第８条　自治会等は、指定避難所等の開設状況に関わらず、届出避難所を開設し、運営することができる。

（届出避難所の公表）

第９条　市は、届出避難所の公表にあたっては、自治会等の意向をあらかじめ確認するものとする。

（事故等の損害賠償等）

第10条　届出避難所の開設及び運営に伴い、事故等により損害が生じることがあっても、市はその責は負わない。

（登録内容の変更）

第11条　自治会等は、届出避難所の登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書（様式第３号）により市長に届け出るものとする。

（廃止の届出）

第12条　自治会等は、届出避難所を廃止したときは、その旨を届出避難所廃止届出書（様式第４号）により市長に届け出るものとする。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　附　則

　この要綱は、令和６年７月２日から施行する。

別表（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 物資 | 数量上限（60㎡ごと） |
| 飲料水（約0.5ℓ） | 24本 |
| パン | 24食 |
| ビスケット | 10食 |
| 毛布 | 10枚 |